

平成27年7月1日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
PETボトル事業部
(改定日：平成27年7月1日)

PETボトル再生処理事業登録申請書類の作成要領

PETボトル再生処理事業登録申請書類は、以下の要領により作成してください。

記載内容に不備がある場合、事業者登録ができないことがありますので十分にご注意してください。当作成要領において、「平成27年度登録事業者」とは今回の登録申請時に平成27年度の登録資格を有する事業者（同年度の落札の有無は関係しない）をいい、「新規登録申請事業者」とは「平成27年度登録事業者」以外の事業者をいいます。また、「登録施設」とは平成27年度登録資格を得た施設（同年度の落札の有無には関係しない）をいい、「未登録施設」とは「登録施設」以外の施設をいいます。

本年度は下記のように、「平成27年度登録事業者」、「新規登録申請事業者」並びに「未登録施設」で提出必要書類が異なりますので、注意してください。

「新規登録申請事業者」並びに「未登録施設」においては基本的には全ての書類を提出してください。「平成27年度登録事業者」の登録施設において、施設に全く変更がない場合および平成27年度登録施設から変更が生じたものの「再生処理施設等の変更願い」を当協会に提出し承諾され、完了報告を提出した施設においては、再生処理事業登録申請提出書類チェックリストの「既存事業者の提出書類」欄で、○印になっている書類のみ提出してください。同チェックリストで×印になっている書類の提出は不要です。ただし、不要の理由を記載した書類を該当するページに入れてください。

1. 登録申請事業者関係書類

(1) 全般的要領

全ての登録申請事業者は、登録申請事業者関係書類として、以下1.(2)に示す各書類を提出してください。同一事業者で複数施設ある場合は提出書類チェックリスト、1-2、1-8、1-9および「2. 施設審査関係書類」は各施設毎に別ファイルで提出してください。

登録施設能力査定等は平成27年9月30日の状況を反映しますので、その時点の状況を示す書類を提出してください。

(2) 提出書類とその作成要領

必要に応じて、以下の各書類を提出してください。ただし、提出を要する条件に該当しない場合は提出不要ですが、その理由を記載した書類を該当するページに入れてください。

○PETボトル再生処理事業登録申請提出書類チェックリスト

- ア. 申請書類の提出にあたっては、本チェックリストを用いて、必要書類の有無を確認し、提出書類について「事業者」チェック欄に○印を記入のこと。該当する事項がないためその書類を提出しない場合は、当該書類の「事業者」チェック欄に一印を記入のこと。
- イ. 「登録申請書類の提出要領」に従って付したページ番号をページ欄に記入のこと。ページ番号のない書類は提出されたとは見なされません。
- ウ. 複数ページある場合、最初と最後の間は記号(～)で表わすこと。
(例：2-10-1-1～2-10-1-5)
- エ. 複数施設により再生処理を行う場合は、施設ごとにチェックリストを作成・別ファイルにて提出すること。

下記の様式1、様式2および様式3-1、様式3-2、様式3-3、様式4に関しては資料10「オンラインによる事業者登録の手続きについて(PETボトル)」を参照の上、オンライン画面の指示に従って入力し、書類を作成・提出してください。(併せて、オンラインでの申込み行

ってください)。

1-1 PETボトル分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書(様式1)

(事業者基本情報入力、本社担当者入力)

- ア. 事業者名は「株式会社」「有限会社」等法人の種類も略さず入力のこと。また社名と空白を明けずに入力のこと。
- イ. 本社所在地、設立日等は他の提出書類(登記簿謄本、証明書など)との整合を確認のこと。
- ウ. 様式1の末尾にある署名捺印欄には日付、事業者名を記入し、代表者氏名を自署し、代表者登録印を押印のこと。

1-2 PETボトル分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書(様式2)

(工場基本情報入力、工場属性情報入力)

- ア. 施設を複数保有の事業者は、施設別に、「工場基本情報」、「工場属性情報」を入力して様式2を作成し施設ごとに提出のこと。
- イ. 施設の能力は投入できる(再生処理できる)原料の量をもって表すこと。
* 2-1(設備能力の設定根拠)で求めた時間当たりの能力と、操業日数は資料6(PETボトル再商品化能力査定に関する基本的考え方)を参照し、年間で再生処理できる原料の量を求め、申告年間操業能力とする。
- ウ. 申告年間操業能力とペレタイザー設備能力の入力は①時間当たりの能力(t/時間)、一日の稼働時間(時間/日)と年間稼働日(日/年)を入力すると年間能力(t/年)が自動的に計算される。
- エ. 様式2の作成に先立ち、2-2 設備物質収支(様式A-1~A-4)を作成すること。作成した設備物質収支に従い、2-2の①~⑤に記載の通り、REINSの工場属性情報入力画面の各項目に入力すること。物質収支の作成にあたっては添付資料2-2(物質収支の提出について、様式2への入力値について)を参照のこと。
- オ. 再商品化率は再商品化製品の量を原料投入量で除した数値(小数点以下第1位まで)で表すこと。
- カ. 施設所在地の住所表示が他の提出書類(証明書、許可証など)の施設所在地の表示と異なる場合は、その内容と該当する他の提出書類名と異なる理由を備考欄に記入のこと。
- キ. 工場名に会社名は不要。
- ク. 新規登録申請事業者にあつては、申告年間操業能力と1-1 2 PETボトル再生処理事業計画書(様式7) 2. 損益見通しの再生処理量③は一致しなければならない。あえて異なる(少ない)量をもって事業計画とする場合、その旨を備考欄に入力すること。

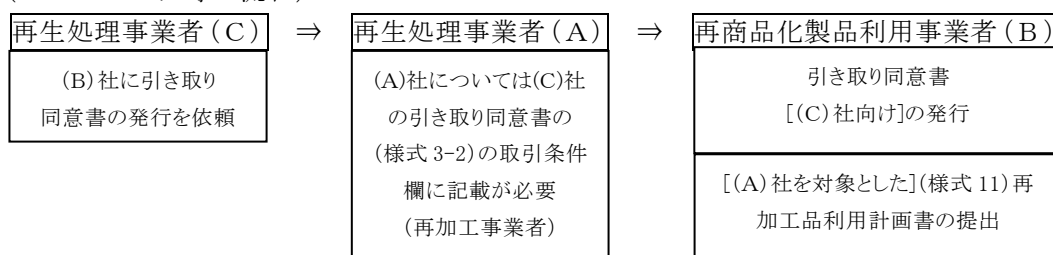
1-3 平成28年度PETボトル再商品化製品引き取り同意書(様式3-1、様式3-2、様式3-3、様式4)

① 様式3-1、様式3-2、様式3-3、様式4について

- ア. 様式3-1は様式3-2、様式3-3に記載した再商品化製品の引き渡し先を一覧表にしたもの。
- イ. 様式3-2、様式3-3は再商品化製品利用事業者が再生処理事業者の製造する再商品化製品について、引き取り利用することへの同意を証明した書類であり、貴社(再生処理事業者)に対して発行するものである。記載不備がある場合は、再提出となるので注意のこと。
- ウ. 再生処理事業者(A社)が、再商品化製品利用事業者(B社)の要請等に基づき/または、要請等に基づかない場合に、他の再生処理事業者(C社)から再商品化製品(フレーク・ペレット)を購入して、再加工(フレーク等のアルカリ洗浄等の処理加工を行う

場合、および/または、真空高温加熱環境で、溶融樹脂の真空脱ガス処理による不純物除去工程、または同等の効果の不純物除去工程を経て高純度PETを得る加工工程（以下「除染工程」と呼ぶ）を行って、当該利用事業者（B社）へ販売する場合には、その再生処理事業者（A社）（＝再加工事業者）はこの取引についての引き取り同意書（様式3-2）（様式3-3）を発行する必要はない。この場合、当該利用事業者（B）は再生処理事業者（C）に引き取り同意書を発行するとともに、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ様式11（PETボトル再商品化製品再加工品利用計画書を7月31日までに提出しなければならない。再生処理事業者（A）は当該事業者（B）に様式11の協会へ提出するよう、連絡のこと。なお、他の資料と同様、様式11の提出が無かった場合は当該事業者（B）の引取同意書は無効となるので注意のこと。

（⇒：フレーク等の流れ）



なお、単なるフレークの2次加工である、単純な加熱溶融押出によるペレット化のみを行う場合は、本内容（ウ）には該当しない。

- エ. 再商品化製品利用事業者より十分な情報を得たうえで再生処理事業者がオンライン入力して作成のこと。
- オ. 入力・印刷後の様式3-2、様式3-3は再商品化製品利用事業者の押印後提出のこと。
- カ. 再商品化製品利用事業者は再生処理した物を国内（再生処理した物がペレットである場合を除く。また、フレークであっても加工のために輸出される場合を除く）で製品等に加工する製造事業者（メーカー）に限る。ここで加工のための輸出とは、輸出されたフレークを原料として海外で製造された製品が、全量国内に輸入されることをいう。フレークを加工のために輸出する場合には、フレーク・製品の商流を明らかにする契約書等の証拠書類の提出が必要である。また、再商品化製品を利用する施設が平成27年9月30日までに設置されていることが必要である。
- キ. 再商品化製品利用事業者が自社の場合も様式3-2、様式3-3を提出のこと。
- ク. 入力の手順は②再商品化製品利用事業者基本情報、③再商品化製品利用事業者工場情報、④・⑤・⑥引取同意書情報（製品の種類、荷姿、数量等）の順に入力すること。

② 再商品化製品利用事業者基本情報の入力について（様式3-2 関連）

- ア. 様式3-2は、再商品化製品利用事業者ごとにそれぞれ作成・提出のこと。
- イ. 「地域」の入力は再商品化製品利用事業者が「国内利用」又は「輸出」を選択のこと。「輸出」の場合の文字の入力は半角英数字で入力のこと。再商品化製品の「輸出」が認められるのは、ペレット、あるいは上記①のカ. で規定されるフレークのみである。
- ウ. 再商品化製品利用事業者の情報は、過去に申請した情報を引用して、修正入力することも可能。
- エ. 事業者名は「株式会社」「有限会社」法人の種類も略さず入力のこと。また、社名等との空白なしに入力のこと。

③ 商品化製品利用事業者工場情報の入力について（様式3-3 関連）

- ア. 再商品化製品利用事業者工場の情報は、過去に申請した情報を引用して修正入力することも可能。
- イ. 工場名に社名は不要。工場名のない場合は「本社工場」と入力のこと。輸出の場合の

入力は工場名が無い場合は「no name」(カナは「ナシ」)、担当部署名がないときは「none」(カナは「ナシ」)、と入力のこと。

④引取同意書情報の入力(1)(様式3-2)

- ア. 再商品化製品利用事業者名を検索・選択し、次に様式3-2の内容を入力のこと。
- イ. 「1. 製品の種類」は「フレーク」、「ペレット」、「ポリエステル原料」をチェックのこと。複数の選択も可能。
- ウ. 「2. 荷姿」はフレコンバッグ、紙袋、バルクローリー車、タンクローリー車、ドラム缶等を入力のこと。
- エ. 「3. 予定価格」は四捨五入して整数(円/kg)で入力のこと。ただし、予定価格が未定の場合は0円/kgを入力。
- オ. 「4. 品質規格」について、当該の再商品化製品利用事業者との間で合意された品質規格(合意を証する再商品化製品利用事業者の押印が必要)がある場合は、「再商品化製品利用事業者と合意した規格」にチェックを入れ、合意した品質規格書を提出のこと。なお、再商品化製品利用事業者との間で合意した品質規格書が存在しない(紛失等)場合は、本作成要領に付属の品質規格書(様式8)に貴社が合意内容を記載し、再商品化製品利用事業者の受入担当者の記名・押印を得たうえで提出のこと。合意された品質規格が自社規格の場合は、「自社の規格」にチェックを入れ、自社の規格書を添付し提出のこと。
- カ. 「5. 平成26年度利用実績、平成27年度利用見込および平成28年度利用計画の総量」はトン単位で記入のこと。「再商品化製品利用事業者の総利用量」とは、工場が複数ある場合、会社全体で使用する再生PET樹脂の年間総利用量のことである。
再商品化製品利用事業者から該当情報の開示が得られない場合は、「別途提出」として、再商品化製品利用事業者から(公財)日本容器包装リサイクル協会に別途数量を7月31日までに提出するように連絡のこと。本資料の提出が無かった場合は、引き取り同意書は無効となるので注意のこと。
- キ. 「6. 用途及び引取り量」の「用途」は「繊維」、「フィルム・シート」、「ボトル(飲料用)」、「ボトル(その他)」、「成型品」、「その他」の分類で引き取り数量を入力のこと。
「フィルム・シート」は同意書入力では「フィルム・シート(その他)」の欄に記載のこと。平成27年度に変更した「フィルム・シート(食品用)」の分類はなくなりました。(REINS画面上では、残っていますが、無視してください。
「7. 取引条件」は再商品化製品利用事業者と再生処理事業者の両者間に取引上存在する商社等があれば必ず記入のこと。商社等が複数存在する場合は、すべて記入のこと。【記載例】○○○商事株式会社
- ク. 再加工事業者を経由して、再商品化製品利用事業者に販売する場合も、「7. 取引条件」に会社名を下記の例に従って記入のこと。
【記載例】○○○株式会社(再加工事業者)

⑤引取同意書情報の入力(2)(様式3-3関連)

引取同意書(様式3-3)は、再商品化製品利用事業者の工場ごとに作成のこと。

「用途別・製品別の引き取り量」に入力は、下記⑤-1.、⑤-2.に従うこと。

⑤-1.引き取り量の記入欄について

- ア. 用途別・製品別の引き取り量は再商品化製品利用事業者が製造する製品の種類に従い「繊維」、「フィルム・シート」(同意書入力では「フィルム・シート(その他)」に記載のこと、「ボトル(飲料用)」、「ボトル(その他)」、「成型品」、「その他」の用途の分類で引き取り数量を入力のこと。
- イ. 再商品化製品利用事業者がフレークを購入してペレットを製造し、さらにそれを加工メーカーに販売する場合は、用途別・製品別の引き取り量は、最終製品の用途に従い、

「繊維」、「フィルム・シート」(同意書入力では「フィルム・シート(その他)」に記載のこと、「ボトル(飲料用)」、「ボトル(その他)」、「成型品」、「その他」の分類で引き取り数量を入力のこと。なお再商品化製品利用事業者がペレットを輸出する場合は、「その他」に引き取り数量を入力のこと。

⑤-2. 「製品例」の記入について

ア. 再商品化製品利用工場の先での利用状況を踏まえて、最終製品の例(不織布、カーペット、飲料用ボトル、洗剤用ボトル、たまごパック、ダストボックス、梱包用PETバンド等)を入力のこと。

イ. **【ペレット製造の場合】再商品化製品利用事業者がペレットを製造・販売する場合**、そのペレットを購入した加工メーカーで最終製品を製造する場合には「製品例」の欄には、最終製品の種類によって繊維、フィルム・シート、ボトル(飲料用)、ボトル(その他)、成型品等の場合には、それぞれ主な最終製品例を記載する際に、ペレット/繊維/(例)カーペット、「ペレット/フィルム・シート/(例)卵パック」、「ペレット/ボトル(飲料用)/(例)清涼飲料用」、「ペレット/ボトル(その他)/(例)洗剤用」、「ペレット/成型品/(例)ダストボックス」、「ペレット/その他/(例)梱包用バンド」等を入力のこと。

ウ. **【ペレットを製造し、輸出する場合】**上記イ.において、**再商品化製品利用事業者がペレットを輸出する場合は、「製品例」の欄には、「ペレット/輸出先国名/繊維/(例)スポーツウエア」、「ペレット/輸出先国名/フィルム・シート/(例)卵パック」等**を入力のこと。この**ペレット輸出の場合には、製品例の種類にかかわらず、すべて「5. その他」の欄に入力してください。**

なお、**再生処理事業者自身がフレーク・ペレットを輸出する場合は**、海外の再商品化利用事業者に引き取り同意書の発行を依頼し、入手・提出をすること。この場合、「製品例」の欄に輸出先国名等の記載は不要である。②の1イ.「地域」の入力で「輸出」をチェックして、引き取り同意書入力をする。

⑥引取同意書情報の入力(3)(様式4)

ア. 最終製品の販売(様式4)を入力のこと。自社取引の場合チェックを入れて、各欄に入力のこと。

イ. 販売先は販売量の多い順に入力のこと。

ウ. 「用途」は「繊維」、「フィルム・シート」、「ボトル(飲料用)」、「ボトル(その他)」、「成型品」、「その他」の分類で引き取り同意量を入力のこと。

エ. 「グループ企業」とは、両事業者間に①資本関係がある(出資比率も記入)場合、②役員の兼任関係がある場合、③再商品化製品利用事業者の代表者が、再生処理事業者の代表者の親族(父母、配偶者、子)である場合、上記のいずれかに該当する場合を言う。

オ. グループ企業との取引は自社取引に該当しない。

⑦引取同意書関係の入力終了後の印刷・押印等

ア. 再生処理事業者は、登録審査提出書類の一つとして、入力終了後、様式3-2、様式3-3を印刷し、原本の様式3-2には再生処理事業者の代表者登録印(法人の場合には法人の、個人事業主の場合には個人の登録印鑑証明書の印鑑)を押印のこと。

イ. 上記押印済み書類様式3-2および様式3-3と、品質規格書(新たに様式8を作成した場合)を再商品化製品利用事業者に送付のこと。様式3-2、様式3-3および品質規格書(再商品化製品利用事業者の様式もしくは様式8)にそれぞれ再商品化製品利用事業者が押印(海外事業者の場合はサインでも可)したものを再商品化製品利用事業者から受け取り、協会に提出のこと。このとき、再商品化製品利用事業者は、複数の再生処理事業者への、引き取り同意書の提出が可能であり、その結果として各引取同意書の引取同意量総計が当該利用事業者の再商品化製品利用能力を超えても

差し支えない。再商品化製品利用事業者が自社の場合にも引き取り同意書を提出のこと。

- ウ. 再商品化製品利用事業者（販売先）および商社の会社案内（会社の概要・PETボトル再商品化製品を利用した製品等が記載されているもの）を提出のこと。なお、前年度において再商品化製品を使用している利用事業者については会社案内を提出する必要はないが、商社の会社案内の提出は必要である。

以下の申請書類に関しては、オンライン入力の対象外です。当作成要領を含む登録申請関係書類に示すところに従って作成・提出してください。

- 1-4 登記簿謄本または現在事項全部証明書（法人の場合）あるいは住民票（個人の場合）
 - ア. 申請者が法人である場合には、登記簿謄本または現在事項全部証明書（取得後3ヵ月以内）、申請者が個人である場合には、住民票の写しまたは外国人登録証明書の写し（取得後3ヵ月以内）および給与支払い事業者の開設届けなど、事業開始後1年を経過していることが証明できる書類を提出のこと。
 - イ. いずれも法務局、市役所等から入手した原本を提出のこと。

1-5 財務関係資料

1-5-1 貸借対照表・損益計算書（法人の場合）あるいは資産の調書（個人の場合）

① 平成27年度登録事業者

- ア. 申請者が法人である場合には、直前の事業年度における1)貸借対照表、2)損益計算書3)製造原価報告書並びに4)販売管理費内訳書を提出のこと。上記財務諸表の表示内容に関しては、税務申告の際に添付する財務諸表の表示内容に準ずること。申請者が株式会社の場合は5)株主資本変動計算書もあわせて提出とのこと。
- イ. 申請者が個人である場合には、直前の年度における資産に関する調書を提出のこと。

② 新規登録申請事業者

- ア. 申請者が法人である場合には、直前の3事業年度における1)貸借対照表、2)損益計算書、3)製造原価報告書並びに4)販売管理費内訳書を提出のこと。上記財務諸表の表示内容に関しては税務申告の際に添付する財務諸表の表示内容に準ずること。申請者が株式会社の場合、直前の3事業年度における5)株主資本変動計算書を提出とのこと。
- イ. 申請者が個人である場合には、直前の年度における資産に関する調書を提出のこと。
- ウ. 新規登録申請事業者が債務超過の場合は事業者登録不合格事由になりますので、申請者においては財政的基礎において直近決算が債務超過でないことを確認のこと。

1-5-2 債務超過者等の提出書類

直近決算が債務超過など、「財政的基礎審査について」に示す対象事業者は、別途、財政的基礎審査のための提出書類が必要ですので、その作成要領に準じて作成・提出してください。

- 1-6 国税、地方税、社会保険料・労働保険料等の支払いに係る申告書及び納税証明書等
下記の納税証明書等・取得方法等については添付資料2-1（納税証明等について）参照のこと。

1-6-1 国税、地方税、社会保険料・労働保険料等の支払いに係る申告書（様式9）

「国税、地方税、社会保険料・労働保険料等の支払いに係る申告書」（様式9）に事業者名、日付、代表者名を記入して、代表者登録印（個人の場合は実印）を押印したものを提出してください。

1-6-2 納税証明書等

- ア. 平成27年度登録事業者であり且つ債務超過でない場合には、1)法人の場合法人税また

は個人の場合所得税、2)消費税及び地方消費税に係る証明書類（正本・直前年度分）を提出のこと。

- イ. 平成27年度登録事業者で債務超過の事業者並びに新規登録申請事業者の場合には、1)法人の場合法人税または個人の場合所得税、2)消費税及び地方消費税、3)法人事業税または個人事業税、4)法人都道府県民税または個人都道府県民税、5)固定資産税（償却資産税を含む）に係る証明書類（正本・3ヵ年分、ただし設立3年を経過していない場合は設立後のもの）、及び6)社会保険料納入確認書又は納入証明書と、7)労働保険料納入証明書（正本・2ヵ年分、ただし設立2年を経過していない場合は設立後のもの。社会保険料については直近の5月分を含めた2ヵ年分のもの。なお2ヵ年分とは、本年5月までの24ヵ月分を云う。）を提出のこと。

1-7 代表者登録印の印鑑証明書（原本かつ、取得後3ヵ月以内）

登録申請事業者代表者登録印の印鑑証明書（個人の場合は実印の印鑑証明書）を提出してください。

1-8 組織図

PETボトル再商品化事業に関し、その事業責任者から施設の運転、保全等の要員に至る組織図を作成・提出してください。なお、複数施設の場合は、施設ごとの組織が分かるように作成し、施設ごとに提出してください。

1-9 工程別配員数（様式5）

様式2の申告年間操業能力に対応する工程別の配員数を施設ごとに様式5に記入して施設ごとに提出してください。

1-10 相談役または顧問、ならびに百分の五以上の出資者に関する書類（様式6）

申請者が非上場企業または個人である場合には、様式6を作成・提出してください。上場企業の場合には、様式6の提出は必要ありません。

- ア. 申請事業者相談役または顧問が置かれているときは、「いる」欄の□に✓を付け当該相談役または顧問の氏名および住所を記入のこと。
- イ. 申請事業者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主または出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、当該株主または当該出資者の氏名または名称、住所および当該株主の有する株式の数または当該出資者のなした出資の金額を記入のこと。
- ウ. 上記に該当しない場合も、本様式の「いない」欄の□に✓を付け、提出のこと。

1-11 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書（様式10）

様式10に事業者名、日付、代表者名を記入し、代表者登録印（個人の場合は実印）を押印したものを提出してください。

1-12 PETボトル再生処理事業計画書（様式7）（新規登録申請事業者のみ）

新規登録申請事業者のみ提出してください。

- ア. 様式7の1. 経営の見通し等の（1）PETボトル再生処理事業に関する方針、（2）PETボトル再生処理事業の全社事業における位置づけ、（3）PETボトル再生処理事業の収支見通しについての各欄は省略不可。全項目記載のこと。様式7の2、3、4に記述した内容を補足、補強する目的で文章表現すること。
- イ. 様式7の2. 損益見通し（1）PETボトル再生処理事業計画では、平成26年度実績、平成27年度見込み、平成28年度、平成29年度の計画について記載のこと。記載にあたり平成28年度の再生処理量は様式2で記述した施設の能力（申告年間操業能力）の値を使うこと。協会委託外の原料調達を見込んでいる場合③の下段に申告協

会委託分年間操業能力に記載した値を記入のこと。

P E Tボトル再生処理事業として再商品化製品売上高の他に売上がある場合、〔売上・その他〕欄のカッコ内に事業内容を記載の上、売上金額を記入すること。

尚、様式2で記述した申告年間操業能力より少ない処理量で操業し、事業計画を作成する場合、様式2の備考欄にその旨記載すること。経費欄には人件費、減価償却費、設備賃借料、地代・家賃以外の費目は〔その他経費〕欄のカッコの中に内訳として内容を記載の上金額を記入すること。（例：保守費、光熱水道費、消耗品費など）

- ウ. 様式7の2. 損益見通し（2）全社事業の損益では、P E Tボトル再生処理事業を含む全社の売上高、経常利益額を平成26年度実績、平成27年度見込み、平成28年度、平成29年度の計画について記載のこと。さらにP E Tボトル再生処理事業が全社の中に占める割合を売上高、経常利益額について記載のこと。
- エ. 様式7の3. 設備投資等の経費内訳は新規に再生事業を行うにあたり、土地、建物、設備の取得にかかる費用等について裏付けを確認するものである。（1）P E Tボトル再生処理施設名称・所在地、（2）P E Tボトル再生処理施設設置期日、（3）P E Tボトル再生処理施設設置に関わる経費内訳を記載のこと。
（3）で土地、建物、設備の所有状況について「購入」「賃貸」「自社所有」のいずれかに○印を付すこと。又、「購入」の場合はその購入費用、「賃貸」の場合はその賃借料（年額）を金額欄に記載のこと。ここで「購入」とは、登録申請にあたり購入した、もしくは購入する場合をいう。既に再生事業を営んでいる場合、購入には該当しない。
（3）で「購入」の場合、（4）資金調達方法についても記載のこと。「賃貸」、「自社所有」の場合（4）の記入は不要である。
- オ. 様式7の4. 事業責任者および現場責任者の業務経歴等は、登録申請施設の事業責任者、現場責任者および事業実施に係る資格所有者について記載のこと。（1）事業責任者の業務経歴と（2）現場責任者の業務経歴には、過去他社での同様の業務経歴がある場合は、他社での経歴も含め再生事業に係る業務経歴を記載のこと。

2. 施設審査関係書類

(1) 全般的要領

- ① 全ての登録申請事業者は、施設審査関係書類(施設ごとに提出)として、以下2.(2)に示す各書類を提出してください。
- ② 「平成27年度登録事業者」で施設に変更が全くない場合等で提出を要する条件に該当しない場合でも、その理由を記載した書類を該当するページに入れてください。
- ③ 施設審査関係書類全般について、次の事項に注意してください。
 - ア. 提出書類は原則として日本語によるものであること。外国語の書類を提出する場合、日本語の要約を提出すること。
 - イ. 契約書等の証明書類はその全部が表示されているものであること。
 - ウ. 図面のサイズは、A4またはA3を標準とし、A1までの判読できる図面とすること。また、図面には縮尺を示し、図面名称、作成日(変更日を含む)、作成責任者のサイン等を記入のこと。
図面をコピーする場合は、容易に判別できることを確認のこと。判別不明の図面は図面として提出されたものとして認めないので注意のこと。
尚、PETボトル再生処理事業登録申請書類において、図面とは以下に示すものである。

書類番号	図面名称
2-5	設備ラインフロー図
2-6	設備レイアウト図
2-7	配置図
2-8-1	原料、製品、残さ保管場所位置図
2-9	立地付近見取図
2-12	主要機器の外形図
2-14-3-1	用水から排水にいたる水の系統図
2-14-3-2	廃水処理設備の処理工程の系統図

- エ. 設備ラインフロー図、設備レイアウト図、設備機器リスト、主要機器の仕様書、主要機器の外形図等に記載する機器名称、機器番号は統一のこと。
- オ. 主要機器とは、ベール解体機、破碎機、洗浄機(水、アルカリ洗浄機等)、比重分離機、脱水機、ならびにペレタイザーおよびポリエステル原料製造設備等をいう。なお、除染工程機器(*)も含む。
*: 真空脱ガス処理等の不純物の除去等を行う除染工程機器をいう。
- カ. 提出書類をコピーした時に、マーカーの色が見えなくなる場合があるので注意のこと。
- キ. 各提出書類については、それぞれについて以下に記載した要件を満たすこと。

(2) 提出書類とその作成要領

以下の各書類を提出INSの「再商品化率」と「協会委託分再商品化率」欄に入力。ただし、提出を要する条件に該当しない場合は提出不要ですが、その理由を記載した書類を該当するページに入れてください。

2-1 設備能力の設定根拠

- ア. 「PETボトル分別基準適合物の再生処理事業登録申込書(様式2)」の施設の申告年間操業能力の設定に使用している時間当たり能力(ト/時間)はどの機器の能力としているか、「記載例2-1 設備能力の設定根拠」を参考に工程の能力を示して説明のこと。
- イ. 上記能力の根拠について、操業実績(登録事業者は操業管理月報で可とする)を提出のこと。(様式E参照)

2-2 設備物質収支（様式A-1、A-2、A-3、A-4）

使用する原料と製造販売する製品の種類により、提出する設備物質収支が**異なります**。
添付資料2-2「1. 物質収支の提出について」、「2. 様式2への入力値について」を参考に、下記に従い作成してください。

① 登録申請時点で協会の原料だけをフレークのみに再生処理する計画の事業者は記入例A-2を参考とし「協会委託分物質収支（様式A-2）」を記入し、提出してください。
様式A-2の原料の量をREINSの工場属性情報入力画面で「申告協会委託分年間操業能力」欄に入力します。同様に様式A-2の再商品化率をREINSの「再商品化率」と「協会委託分再商品化率」欄に入力すること。

*以下②～⑤の事業者は設備物質収支総計（様式A-1）を記入例A-1を参考に記入し、提出すること。「設備物質収支総計（様式A-1）」は登録申請施設におけるすべての原料から製品、廃棄物等を含む施設全体の物質収支です。協会委託外分の処理量を含めた合計の再商品化率を記載します。様式A-1の再商品化率をREINSの工場属性情報入力画面で「再商品化率」に入力すること。

② 登録申請時点で協会委託外分の原料を再生処理する計画がある事業者は様式A-2に加え設備物質収支総計（様式A-1）の提出が必要です。様式A-1の原料の内、協会委託外の原料の量をREINSの工場属性情報入力画面で「協会委託外分年間操業能力」に入力すること。

③ ペレット製造までを登録申請する事業者は記入例A-3を参考とし「協会委託分物質収支（様式A-3）」を記入し、様式A-1と併せて提出すること。なお、様式A-3のペレット加工へのフレーク投入量を、REINSの工場属性情報入力画面で「協会委託分フレークの内、ペレットに加工する数量」欄に入力すること。

④ フレークを購入し単純な加熱溶融押出によるペレット化及び/または再加工処理を行うことが計画されている場合は、「協会委託分物質収支（様式A-2）もしくは（様式A-3）」と併せて記入例A-4を参考とし「購入フレーク物質収支（様式A-4）」を記入のこと。この場合は様式A-1、（様式A-2もしくはA-3）、様式A-4の3種類の提出が必要です。なお、様式A-4の購入フレーク量を、REINSの工場属性情報入力画面で「購入フレーク数量」欄に入力のこと。なお、④に該当する事業者を単純な加熱溶融押出によるペレット化を行う場合は「ペレット化事業者」または再加工を行う場合は「再加工事業者」と言います。

⑤ 登録申請対象の施設がポリエステル原料の生産施設の場合、設備物質収支総計（様式A-1）、協会委託分物質収支（様式A-2）の書式を使い、BHETなどの製品をPET換算したものをもとに記載すること。

*②～⑤の場合においては、様式A-1のほかに、様式A-2または様式A-3のどちらか一つを提出する必要があります。この様式A-2、様式A-3に記載した原料数量、再商品化率を、REINSの工場属性情報入力画面で「申告協会委託分年間操業能力」欄、「協会委託分再商品化率」欄に入力すること。

ア. 原料（ペール）から得られる製品および残さ（廃棄物および製品以外の有価物）の種類と量を記入のこと。

イ. 製品とは、クリアフレーク、クリアペレット、ポリエステル原料等をいう。

ウ. 製品、製品以外の有価物、廃棄物、その他の量の総和は、原料の量と同じであること。

エ. 原料に対する製品の量の割合を再商品化率として記入のこと。新規登録申請事業者は「操業実績表（様式E）」の記載内容と整合していること。

オ. 資料作成の根拠が、運転実績か設計の計画値のいずれであるかを記入のこと。

カ. 廃棄物および有価物の種類・名称は、設備から排出される残さ物を下記12種類の名称のみを使用して記入のこと。

残さの種類・名称：①着色ボトル ②PET粉（ドライ・ウェット）③キャップ・リン

グ④ラベル類⑤異物（ラベル、金属等）入りフレーク⑥異種ボトル（PET以外）⑦
結束バンド等（PP、PETバンド、ラップ類）⑧金属くず（缶類、番線等）⑨汚泥
⑩ガラスくず・陶磁器類⑪その他（掃き寄せ、再生不可品）⑫ペレット化工程残さ。

2-3 残さ処理計画書と産業廃棄物処理委託契約書

残さ処理計画書は記入例B-1-A, 記入例B-1-B, 記入例B-2を参考にして作成してください。

2-3-1 残さ処理計画書（様式B-1-A、様式B-1-B、様式B-2）

- ア. 2-2物質収支に記載される残さの種類、数量に基づいて残さ処理を計画すること。
- イ. 発生する残さのうち廃棄物（マニフェスト処理対象物）の処理については様式B-1-A、様式B-1-Bを使用し、廃棄物が排出事業場から搬出され、中間処理された後最終処分に至るまでの経緯を廃棄物の種類・性状ごとに記入のこと。
- ウ. 様式B-1-A、様式B-1-Bの記入内容は下記2-3-2 産業廃棄物処理委託契約書の内容と整合していること。
- エ. 発生する残さのうち有価物の販売については様式B-2を使用し、有価物の販売状況を有価物の種類・名称ごとに記入例B-2を参考に記入のこと。
- オ. 様式B-2の販売先名称などの記入欄にはその内容を記入のこと。
- カ. 廃棄物および有価物の種類・名称は、設備から排出される残さ物を下記12種類の名称のみを使用して記入のこと。
残さの種類・名称：①着色ボトル ②PET粉（ドライ・ウェット）③キャップ・リング④ラベル類⑤異物（ラベル、金属等）入りフレーク⑥異種ボトル（PET以外）⑦結束バンド等（PP、PETバンド、ラップ類）⑧金属くず（缶類、番線等）⑨汚泥⑩ガラスくず・陶磁器類⑪その他（掃き寄せ、再生不可品）⑫ペレット化工程残さ。
- キ. 様式B-1-Bに記載される事業者名、許可番号、許可期限等はREINSの登録申請画面にある、廃棄物許可管理の内容と整合するよう注意のこと。
- ク. 様式B-1-Aで中間処理を2社以上経由して最終処分に至る場合、記入例B-1-Aを参考にして、複数行に分けて記載のこと。

2-3-2 産業廃棄物処理委託契約書

- ア. 産業廃棄物処理事業者（収集運搬、中間処理、最終処分の事業者）と直接契約して処理を委託している産業廃棄物処理委託契約書および付属書類一式（許可証、数量・単価表などの別紙）のコピーを様式B-1-Bに記載の順に提出のこと。中間処理事業者と最終処分事業者との間の契約書など排出事業者が直接契約していない処理に関する契約書のコピーの提出は不要。
- イ. 地方自治体が直接運営している施設に処分を申請し、契約書がない場合には、その申請書および搬入許可証のコピーを提出のこと。
- ウ. 契約相手当事者の事業の範囲（収集運搬、中間処理、最終処分）を証する許可証（許可証を必要としない地方自治体が直接運営している施設の場合は除く）のコピーを提出のこと。
- エ. 中間処理事業者に処理を委託する場合には、最終処分予定地が確認できる業の許可証のコピーを提出のこと。（販売の場合は提出不要）。また、地方自治体が直接運営している施設で最終処分する場合には、搬入許可証のコピーを提出のこと。
- オ. 収集運搬業の許可証については、積み込み場所および荷下ろし場所両方の許可証のコピーを提出のこと。
- カ. 委託契約書およびその付属書類一式には、契約相手当事者の事業の範囲、委託の範囲、委託する産業廃棄物の種類・数量・料金、委託者への報告に関する事項、契約の有効期限、運搬の最終目的地の所在地（収集運搬を委託する場合）、中間処理・最終処分の場所・方法・処理能力（処分を委託する場合）およびその他環境省令で定められた

全ての事項が記載されていること。

キ. 排出事業者が自ら処理・処分場へ搬入する場合は、搬入事業者が自社であることを確認できるように記載されていること。

ク. 契約書および許可証は、申請時点において有効であること。

2-4 品質管理体制表（手順書）

自社の品質管理手順ならびに検査結果を示す書類を提出してください。

2-4-1 品質管理体制表ならびに品質検査項目と検査手順書

品質管理は、基本的に自社で行ってください。

ア. 自社で実施している品質管理に関し、

1)検査項目、2)品質基準値、3)サンプリング方法(サンプリング頻度、量)、4)検査方法、5)保有する検査機器、6)検査において基準値から逸脱した場合の不適合品の処置手順について記載のこと。

*添付資料5-2「PETボトル再商品化製品の品質基準(例)」は推奨値であり、自社又は再商品化製品利用事業者と合意した基準を提出のこと。

イ. 自社で実施していない検査項目がある場合は、検査の実施先、検査結果の入手方法・頻度、不適合品の処置の手順について、検査項目ごとに記載のこと。

2-4-2 品質検査記録

ア. 直近に実施した品質検査記録(様式は自社で使用しているもの)を提出すること。(検査結果欄はゼロの場合は“0”、もしくは“-”を記入し、空白欄がないこと)なお、平成27年度登録事業者で平成27年度上期の入札において協会原料の落札がない場合、協会外の原料による製品の品質検査記録を提出すること。

イ. 新規登録事業者で、稼働実績がなく品質検査記録を提出できない場合、9月30日以前に品質検査記録を提出できるよう品質検査日程を設定し、その旨を記載したページを2-4-2として提出すること。

2-5 設備ラインフロー図

原料の投入・解体から製品の梱包・出荷までの一連の処理工程を図示した設備ラインフロー図を参考図-1を参考に作成してください。

ア. 機器名称と機器番号を記入のこと。機器名称・機器番号は統一すること(2.(1)③エ.を参照)。複数台の機器が並列に設置されている場合は、機器番号にA、B、C等を付して区別すること。

イ. 機器外形は略図で示すこと。

ウ. 複数ラインの場合は系列数が判る様に記入のこと。

エ. 製品の主たる流れは、実線、太線で、また各機器入口には矢印で示すこと。用役(水、排水等)は点線で、その他副製品の流れは実線、細線で示すこと。

オ. 色ボトル等の処理設備を設置している場合は、必ずフロー図に記載すること。破砕機には色ボトル破砕機と明記すること。

カ. ポリエステル原料化施設では製品の量を把握する計器を表示のこと。

キ. 洗浄設備に用いられる洗浄液の性状(上水・工業用水・循環水・井水・農業用水等の区別、水・温水の区別、薬液の場合は薬品の種類と濃度等)を記入すること。

ク. 廃水処理設備の機器構成を機器番号を付して示すこと。(別図に示してもよい)

ケ. 図面名称、変更・作成日および作成者名を記載のこと。

コ. ラインの途中から購入フレック等を投入する場合は、その投入口を表示のこと。

2-6 設備レイアウト図

設備を構成する各機器の工場内配置を図示した設備レイアウト図を参考図-2を参考に作成してください。

- ア. 主たる機器の外形および主要な架台、階段ならびに防音壁を図示のこと。
- イ. 機器名称と機器番号を記入のこと。機器名称・機器番号は統一のこと。(2.(1)③エ.を参照)
- ウ. 主たる機器相互の位置関係寸法を記入のこと。また、機器の中心線と建物の基準線との関連寸法を記入のこと。
- エ. ベール品・製品・残さ等の一時保管場所、解体作業場所および製品計量場所を設け、図に示すこと。
- オ. 運転員控室等を示すこと。
- カ. ベール品・製品等の搬入・搬出口の位置および寸法を示すこと。
- キ. 当該PETボトル再生処理施設以外の設備がある場合はその設備と名称を示すこと。
- ク. 当該PETボトル再生処理工程に他素材の処理工程を混在させないこと。
- ケ. 縮尺は、1/50～1/200が望ましい。
- コ. ラインの途中から購入フレーク等を投入する場合は、その投入口を示すこと。
- サ. 図面名称、変更・作成日および作成者名を記載のこと。

2-7 配置図

施設が設置されている敷地内の建物(事務所を含む)、付属設備等(受電盤、台貫、廃水処理設備、駐車場)の配置を図示した配置図を参考図-3を参考に作成してください。複数の建物の記載がある場合は、配置図、建築確認済証および登記簿謄本の当該建物が相互に参照できるよう参考図-3の記載例のように登録対象建物(協会分のPETボトル再生処理事業に必要な建物)に建屋名称、建屋符号を付してください。

- ア. 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置および寸法を示すこと。なお、他者からの借地である場合、借地は敷地内として敷地境界線を記載すること。
- イ. 敷地の接する道路の位置、幅員および敷地出入口の位置、寸法を示すこと。
- ウ. 敷地の面積、各棟ごとの床面積を示すこと。記載する床面積は、建物の登記簿謄本の面積と同じであることを確認すること。敷地および建築物の一部のみがPETボトル事業に使用されている場合にはその使用区域・面積も示すこと。
建築確認対象の建築物を図面上、記号で明確に区分し、協会登録のPETボトル事業以外に使用する建物は「登録対象外」等の表示を施し明確にすること。
- エ. 排水の放流場所と放流先を配置図に記載のこと。循環式で放流の無い場合はその旨を記載のこと。
- オ. 図面名称、変更・作成日および作成者名を記載のこと。
- カ. PETボトルリサイクルは高度な品質を要求されるので、PETボトル再生処理施設の同一建物内では他素材リサイクル(紙、ガラス、廃プラスチック等)を原則として実施してはならない。同一建物内で他素材リサイクルを実施する場合は、仕切り壁を設け明確に区分した図面を提出のこと。
- キ. 敷地の中に用水路や放水路があり、その上を通路等で利用している場合は、図面上に明記し、水路等占有利用許可書を2-23土地の賃貸契約書の項目で提出すること。

2-8 原料・製品・残さ保管場所位置図

2-8-1 原料・製品(フレーク、ペレット)および残さの保管場所位置図

- ① 原料、製品(フレーク、ペレット)および残さの保管場所の位置、寸法を示す図面、原料・製品・残さ保管場所位置図を参考図-4を参考に作成してください。保管量については製品(フレーク、ペレット)・残さに関して参考図-4を参考に図中右端に記載してください。
- ア. 登録申請時点で協会委託外分の再生処理することが計画されている場合、原料、製品および残さの保管場所については、協会委託分、協会委託外分を明確に分けて表示のこと。登録申請時点で様式2、物質収支において協会委託分のみを再生処理するとした場合、すべての原料・製品・残さ置き場を協会委託分として表示すること。

- イ. 保管場所（近隣であり、協会が承認したもの）が当該施設から離れている場合は、当該施設との位置関係を示す図面を提出し、2-7-1の追加ページとして配置図も提出のこと。
 - ウ. 作成にあたり2-19 指定可燃物貯蔵取扱届出書および添付図面と位置の整合を確認のこと。
 - エ. 図面名称、変更・作成日および作成者名を記載のこと。
 - オ. 原料の保管に関しては、資料5「PETボトル再生処理施設ガイドライン」の「2. PETボトルの運搬と保管について」を参照のこと。
 - カ. 原料保管量は申告年間操業能力の1ヵ月分以上を目安とすること。保管面積が不足する場合は、落札可能性が小さくなるので注意すること。
 - キ. 原料保管場所の奥行きは3.2m幅以上の通路から10m以内であること。（ガイドライン 2.（2）参照）
 - ク. 協会委託外分用の原料保管がある場合、原料保管面積には、協会委託外分用の原料保管面積も含め記載のこと。
 - ケ. 原料・製品・残さ保管場所の寸法（縦、横）と製品・残さに関しては保管量を必ず記載のこと。
- ② ペレット製造施設の場合、ペレット製品置場の位置を示し、寸法、保管量を製品・残さと同様に図中右端に記載のこと。ペレット製造の為、フレークを購入している場合、この購入フレークの保管場所の位置を示し、寸法、保管量を製品・残さと同様に図中右端に記載のこと。
- ③ 購入フレークの保管場所の位置、寸法、保管量を製品・残さと同様に記載のこと。

2-8-2 原料保管面積と保管容量算出表（様式F）

2-8-1で作成した保管場所位置図の原料保管場所の各寸法を「原料保管面積と保管容量算出表（様式F）」の①、②に記載し、面積、保管量を算出し作成してください。

- ア. 原料保管面積と保管容量算出表（様式F）は記入例Fを参考にして作成のこと。
- イ. 作成にあたり（様式F）の“記入上の注意”に留意すること。
- ウ. 原料保管容量が指定可燃物に制限される場合は、指定可燃物届出量を記載し、備考にその旨を記載すること。

2-9 立地付近見取図

- ア. 施設周辺の地図情報を図示した立地付近見取図を参考図-5を参考に作成のこと。
- イ. 縮尺1/1500相当の地図上に施設立地場所を示し、極力図面の中心に配置のこと。
- ウ. 地図上には方位、道路、河川、公共施設、民家、工場、市街地、田畑、山林等の地物を示すこと。

2-10 設備機器リスト（様式C、様式D）

2-10-1 設備機器リスト（様式C）

- ア. 機器リストは、設備を構成する設置機器および計量機（ただし、受配電設備・操作盤、消火設備、メンテナンス・掃除設備類は除いてもよい）に関し様式Cに従って作成のこと。
- イ. 機器名称と機器番号を記入すること。機器名称・機器番号は統一のこと。
（2.（1）③エ. を参照）
- ウ. 回転機および搬送機については必ず最大処理量を記入のこと。回転機、搬送機の最大処理量とは、それぞれの機械が連続して処理可能な最大量をいう。
- エ. ホッパ、タンク類の容量欄には、それぞれの容積を記入のこと。
- オ. 廃水処理設備、トラックスケールと製品および残さの計量設備、圧縮機、構内運搬機

- 器（フォークリフト等）についても、機器リストに記入のこと。トラックスケールを保有していない場合、機器リスト最終行に「トラックスケール無し」と記入し「主な仕様」欄に、再生処理事業者側で計量する場合は「計量事務所名」を記載すること。
- カ. ポリエステル原料化施設にあつては、DMT、TPA、BHE T等の生産量を把握するための計量設備の仕様を記入のこと。
- キ. 計量設備については「主な仕様」欄に目量（最少計量単位）を記載のこと。

2-10-2 薬液タンクリスト（様式D）

薬液洗浄、廃水処理設備等において、硫酸、苛性ソーダ等の法に規制されている薬品を使用している場合は、各々のタンクに関し様式Dに従って作成してください。

2-11 主要機器の仕様書

主要機器とは、ベール解体機、破砕機、洗浄機（除染工程による処理を行う装置も含む）、比重分離機、脱水機、ならびにペレタイザーおよびポリエステル原料製造設備等をいう。主要機器以外の機器の仕様書は提出しないでください。

- ア. 機器の製作者または販売者が作成した仕様書またはそれに基づいて仕様を整理したもので、台数、メーカー名、型式（または方式）、処理量、KW等を含むこと。
- イ. 機器名称と機器番号を記入すること。機器名称・機器番号は統一のこと。
- （2.（1）③エ.を参照）
- ウ. 破砕機については、スクリーン径を記載すること。
- エ. 日本語以外の仕様書は、日本語に訳すこと。

2-12 主要機器の外形図

主要機器以外の機器の外形図は提出しないでください。

- ア. 機器の製作者または販売者が作成した図面で、機器の外観形状と大きさを示す主要な寸法を示すこと。
- イ. 機器名称、機器番号およびメーカー名が記載されていること。機器名称・機器番号は統一のこと。（2.（1）③エ.を参照）

2-13 特定施設設置届出書および受理書

特定施設に該当する場合2-13-1、2-13-2、2-13-3に届出書、受理書のコピーを、届出不要の場合はその理由説明書等を提出してください。該当する機械、機器設備の図面、説明書および建物図面の写し等の添付は不要である。

他素材事業の機器も一緒に届出している場合はPETボトル再生処理事業で使用する機器番号を届出書の該当機器に付与してください。

2-13-1 水質汚濁防止の届出書および受理書

- ア. 水質汚濁防止法（下水道法、地方条例を含む）で定める「特定施設」に該当する施設がある場合は、最新のその特定施設設置届出書および受理書のコピーを提出のこと。
- イ. 都道府県条例等も含め届出が不要となる場合は、その理由説明書および特定施設と指定地域を定めている条文の該当箇所にマーキングを施した写しを提出のこと。上記に替えて、行政に対して届出不要の証明願いを提出し受理された場合はその写しの提出をもって、届出不要の理由説明書や条例の写しの提出は不要である。副本のためにコピーした際にマーキングが明瞭に見えること

2-13-2 騒音規制法の届出書および受理書

- ア. 騒音規制法（地方条例を含む）で定める「特定施設」に該当する施設がある場合は、最新のその特定施設設置届出書および受理書のコピーを提出のこと。
- イ. 都道府県条例等も含め届出が不要となる場合は、その理由説明書および特定施設と指定地域を定めている条文の該当箇所にマーキングを施した写しを提出のこと。上記に

替えて、行政に対して届出不要の証明願いを提出し受理された場合はその写しの提出をもって、届出不要の理由説明書や条例の写しの提出は不要である。

2-13-3 振動規制法の届出書および受理書

- ア. 振動規制法（地方条例を含む）で定める「特定施設」に該当する施設がある場合は、最新のその特定施設設置届出書および受理書のコピーを提出のこと。
- イ. 都道府県条例等も含め届出が不要となる場合は、その理由説明書および特定施設と指定地域を定めている条文の該当箇所にマーキングを施した写しを提出のこと。上記に替えて、行政に対して届出不要の証明願いを提出し受理された場合はその写しを提出をもって、届出不要の理由説明書や条例の写しの提出は不要である。

2-14 廃（排）水処理設備

2-14-1 排水基準値およびその裏付けとなる法令等と排水水質の測定結果

- ア. 再生処理施設が規制される排水基準値を項目（SS、BOD/COD、pH等）ごとに記載のこと。
- イ. 排水基準値の裏付けとなる法令、地方条例、協定書等の該当箇所にマーキングを施したコピーを提出のこと。
- ウ. 排水水質の最新の測定結果を提出のこと。
- エ. 新規登録申請事業者にあつて当該再生処理施設の稼働実績が無い事業者は、測定実績が無く提出できないこと、および9月30日以前に排水水質の測定結果を提出できるよう測定日を設定したことを記載したページを測定結果に替えて提出すること。

2-14-2 用水、廃水、処理水および排水の水量（ m^3 /日）・水質等

- ア. 再生処理施設に受け入れる用水の種類（水道水、井水、循環水、工業用水等）と受入量を記載のこと。
- イ. 廃水処理設備入口の廃水（処理前の水）と出口処理水（処理後の水）の設計水量と水質を記載のこと。
- ウ. 排水（放流水）の水量、水質および放流先（※1）を排水の種類（※2）ごとに記載のこと。
（※1）放流先：公共下水道、河川、農業用水路、その他
（※2）排水の種類：汚水、含油排水、酸性排水、アルカリ性排水、その他

2-14-3 水の系統図と説明書

水の系統図、廃水処理設備の処理工程の系統図は図面名称・作成日・作成者名を記載してください。

2-14-3-1 用水から排水にいたる水の系統図

用水から排水にいたる水の系統図を提出してください。系統図には、再生処理施設内の水の使用先の機器番号・機器名称および廃水処理設備をブロックで示し、水の流れ方向を矢印で示してください。

2-14-3-2 廃水処理設備の処理工程の系統図

廃水処理設備の処理工程を示す系統図を提出してください。また、処理工程についての説明文を提出してください。

2-14-3-3 放流量の測定手段と記録手段

放流量の測定手段と記録手段を記載してください。

2-15 騒音規制法、振動規制法関連事項

2-15-1 騒音規制法・条例の規制基準および騒音の測定結果（測定結果は規制区域外でも提出のこと）

- ア. 再生処理施設で発生する騒音に関し、騒音規制法、各地方自治体の条例に定められている規制基準値の該当箇所にマーキングを施したコピーを提出のこと。
 - イ. 再生処理施設の敷地境界における騒音の測定結果を提出のこと。
- 2-15-2 振動規制法、条例の規制基準および振動の測定結果（測定結果は規制区域外でも提出のこと）
- ア. 再生処理施設で発生する振動に関し、振動規制法、各地方自治体の条例に定められている規制基準値の該当箇所にマーキングを施したコピーを提出のこと。
 - イ. 再生処理施設の敷地境界における振動の測定結果を提出のこと。
- 2-16 安全衛生対策と作業環境
- 受託業務の遂行にあたり、万全の安全衛生対策および生活環境保全措置を講じ、健康障害、事故、生活環境保全上の支障の発生を未然に防止する必要があるため、下記の書類を提出してください。
- 2-16-1 安全衛生管理体制
- 安全衛生管理体制に基いた施設の設置、管理、運営にあたり、作業マニュアルおよび安全マニュアルの作成、記録の保存、並びに安全衛生教育の実施を通じて、安全衛生面に十分注意を払う必要があります。これに伴う以下の資料の概要（目次でも可とする）を提出してください。
- 2-16-1-1 安全衛生管理体制
- ア. 安全衛生管理体制の概要を示す資料を提出のこと。
 - イ. 作業マニュアルの概要を示す資料を提出のこと。
 - ウ. 安全マニュアルの概要を示す資料を提出のこと。
- 2-16-1-2 安全衛生教育計画と教育実施記録
- ア. 登録申請対象年度の直近の年間教育計画を提出のこと。
 - イ. 直近に実施した安全衛生教育の実施記録を提出のこと。
- 2-16-2 騒音障害防止
- 2-16-2-1 作業環境騒音測定結果
- ア. PETボトル再生処理施設において、特に騒音については、労働安全衛生法令で定める著しい騒音を発生する屋内作業場に対する「騒音障害防止のためのガイドライン」（平成4年10月1日付け基発546号）（*1）に従い、参考図-6に示すように当該施設全体を縦・横6m以下の等間隔で引いた交点をA測定点とし、床上1.2mから1.5mの間で測定のこと。
 - イ. 騒音発生源に近接する場所において作業が行われる場合、その位置をB測定点として（作業環境測定基準（昭和51年4月22日労働省告示第46号）第4条参照）6ヵ月ごとに1回（年2回）、定期的に測定を行うこと。
6ヵ月ごとに測定した1年分の騒音測定結果を提出すること。
測定結果は、測定数値のほかに、測定点を記入した施設の平面図、測定日時、測定者、騒音計（*2）の型式を記載すること。騒音測定は自社測定も可とする。
*1：厚生労働省ウェブページに記載の「騒音障害防止のためのガイドライン（パンフレット）」および労働安全衛生センターウェブページや労務安全情報センターウェブページに記載の「騒音障害防止のためのガイドラインの策定について」を参照のこと。
*2：環境計量器である騒音計の検定の有効期間は計量法施行令第18条別表3で5年と定められています。（参考「環境計量器の検定と管理」（一財）日本品質保証機構）

2-16-2-2 騒音障害防止対策

2-16-2-1での直近の測定結果を評価し、管理区分に応じた騒音障害防止対策を作成し、実施した内容を提出してください。

2-16-2-3 定期健康診断記録（聴力検査を含む）

騒音障害防止のためのガイドラインに定める定期健康診断（オーディオメーターによる選別聴力検査）の実施記録（直近1年分の2回分）を提出してください。

定期健康診断実施記録は医療機関が発行したものの写しとし、実施日付、受診者数が判るものを提出してください。受診者の個人名が記載されている場合は、個人名を伏せて提出してください。労働安全衛生規則第44条で定める定期健康診断でオーディオメーターによる選別聴力検査を実施している場合は、その実施記録で代替することが可能です。

2-17 建築確認済証

ア. 建物が複数棟ある場合、確認申請書の各建物および配置図上の各建物を相互に照合しやすいうように2-7 配置図で付した建屋符号を記すこと。また、一葉の確認申請書に複数建物が有る場合は該当部分に建屋符号を付すこと。

イ. 建築確認申請に係る確認済証（第七号様式）および確認申請書第1面から第5面までのコピー、または確認通知書（旧第1号様式副本）のコピーを提出のこと。

ウ. 当該建物の増改築のため確認申請が複数回行われている場合は、その都度の確認済証のコピー（または確認通知書のコピー）をすべて提出のこと。

エ. 工場建物の主要用途は工場となっていること。主要用途が工場となっていない場合は、その理由とそれが認められていることを証明する官公署の証明書を提出のこと。

オ. 建物を賃借している場合も提出のこと。

カ. 紛失等の理由で確認済証および確認申請書または確認通知書のコピーを提出できない場合は、その理由とその理由を裏付ける官公署の証明書を提出のこと。

キ. 建築確認申請書記載の建屋面積が建物の登記簿謄本と大幅に違う部分は説明を記すこと。

ク. 一葉の建築確認申請書に複数の建物がある場合で、その後増改築・取壊し等を行っており内容が複雑な場合は、補足説明を別紙として提出すること。

2-18 一般廃棄物処理施設設置許可証、使用前検査済証および認定講習修了証

2-18-1 一般廃棄物処理施設設置許可証（変更許可証、軽微変更の届出書を含む）

現在有効である最新の一般廃棄物処理施設設置許可証のコピーのみを提出してください。また施設に変更があった場合には、施設変更許可証のコピーのみを提出してください。なお、軽微変更届は能力アップに関する届の場合のみ提出してください。

施設の能力が5トン/日以上の場合に提出のこと。

$$* 1 \text{ 時間当たりの処理能力 (トン/時間)} \times 8 \text{ (時間/日)} \geq 5 \text{ トン/日}$$

（資料6の2.（1）①を参照のこと）

ア. 施設の能力が5トン/日以上の場合で、一般廃棄物処理施設設置許可を申請中の場合は、設置許可証に代えて行政に受理されたことが確認できる申請書のコピーを提出のこと。

2-18-2 施設使用前検査済証

現在有効である最新の施設使用前検査済証のコピーを提出してください。

新規登録申請事業者ならびに未登録施設において施設使用前検査済証が未取得の場合、平成27年9月30日以前に施設使用前検査済証の取得、提出が必要です。2-26の全体スケジュールに反映し、施設使用前検査済証の提出予定日を記載し提出してください。

2-18-3 認定講習修了証

技術管理者名およびその資格を証する書類（認定講習修了証）のコピーを提出してくだ

さい。

2-19 指定可燃物貯蔵取扱い届出書および添付書類

- ア. ①原料（PETボトル（一部キャップおよびラベルが付いたものを含む）（*1）、②製品（フレーク、ペレット）・購入フレーク、③残さ（ラベル類、キャップ・リング）、④一か所に集積されている3t以上のパレット等（*2）の貯蔵に関し、消防法で定められた指定可燃物貯蔵取扱いの届けの要否に関して各品目毎に地元消防署等に確認すること。届出対象となる場合には、官公署の受理印のある届出書および添付図面（*3）のコピーを提出のこと。
- イ. 上記確認により届出が不要となる場合は、その説明として該当箇所にマーキングを施した条例のコピーを①、②、③、④毎に添付、説明すること。なお、これに替えて、消防署に対して届出不要の証明願いを提出し受理された場合は、その写しの提出をもって、マーキングを施した条例のコピーの提出は不要である。
- ウ. 指定可燃物貯蔵取扱い届出書に内訳、数量（例えば、原料、製品、残さ、パレット等）が記載されていない場合には別途内訳、数量を記載した資料を提出のこと。
- エ. 届出書と「2-8 原料・製品・残さ保管場所位置図」との内容整合（位置）を確認のこと。貯蔵量については、保管量が増加した場合を考慮すること。
- （*1） 一般にはPETそのものについては酸素指数の点から、指定可燃物の届け出対象とされない場合もあるが、PETボトル原料には一部指定可燃物届出の対象となるラベルやキャップが付いていることを考慮して、地元消防署等に必ず確認のこと。
- （*2） 一か所に集積されている3t以上のパレットについては「少量危険物と指定可燃物の運用基準」（（公財）東京防災救急協会発行）の指定可燃物の運用基準を参照のこと。
- （*3） 提出書類は届出書、指定可燃物・消火設備・消火器の配置が判る図面、該当する場合の内訳書のみとし、消火器・消火栓の説明書、消火器・消火栓の図面、建物の立面図等の提出は不要とする。

2-20 設備の所有状況報告書

- ア. 主要機器が全て自社所有の場合は、その旨記述のこと。
- イ. 設備のうち、主要機器をリース契約している場合は、そのリース契約書（契約を構成する付帯文書を含む）のコピーを提出のこと。
- ウ. リース契約書の記載内容については、2-27に準ずること。

2-21 建物の賃貸契約書

- ア. 建物が自社所有でなく賃借している場合は、当該建物の賃貸契約書のコピーを提出のこと。建物の所有者と貸主が一致していること。
- イ. 転貸の場合には、転貸の承諾をしている文言が記載されていること。
- ウ. 契約を構成する付帯文書を含むこと。

2-22 建物の登記簿謄本（または全部事項証明書）（取得後3ヵ月以内）

- ア. 登録申請にあたっては該当する施設の全ての建物の登記簿謄本を提出のこと。
- イ. 建物が自社所有でなく賃借している場合も提出のこと。
- ウ. 複数の建物の記載がある場合は、登記簿謄本および配置図、建築確認済証上の当該建物に相互に参照できるように2-7 配置図で付した建屋符号を記すこと。

2-23 土地の賃貸契約書

- ア. 土地が自社所有でなく賃借している場合は、当該土地の賃貸契約書のコピーを提出のこと。土地の所有者と貸主が一致していること。
- イ. 転貸の場合には、転貸の承諾をしている文言が記載されていること。
- ウ. 契約を構成する付帯文書を含むこと。

2-24 土地の登記簿謄本（または全部事項証明書）（取得後3ヵ月以内）

- ア. 施設の全ての土地の登記簿謄本を提出のこと。
- イ. 土地が自社所有でなく賃借している場合も提出のこと。
- ウ. 工場敷地が複数地番で構成されている場合は、登記簿謄本および公図上に相互に参照できるように記号を付すこと。

2-25 土地の公図（取得後3ヵ月以内）

- ア. 公図のコピーは、登記官印を含むこと。
- イ. 賃借している場合も提出のこと。
- ウ. 工場敷地が複数地番で構成されている場合は、土地の登記簿謄本および公図上に相互に参照できるように記号を付すこと。
- エ. 公図上の該当地番にマーキングすること。

（新規登録申請事業者の施設および平成27年度登録事業者の未登録施設については、上記2-1～2-25に加えて、以下の書類を作成・提出してください。）

2-26 全体スケジュール

1) 建築確認申請、2) 一般廃棄物処理施設設置許可等許認可申請取得予定、3) 建屋建設期間、4) 主要機器毎の設計製作・据付期間、5) 受電・給排水設備設置期間、6) 使用前検査済証取得予定日、7) 試運転用原料の搬入時期、8) 各種官公署検査の予定日、9) 試運転・試作運転期間、10) 品質検査実施日、11) 騒音測定日、12) 振動測定日、13) 作業環境騒音測定日、14) 排水の水質測定日、15) 操業実績表（様式E）の提出日および16) 操業開始日等を具体的に記載した工程表とし、10月1日に再生処理が行える施設状態であることを確認するために、施設の現地審査が9月30日以前に必要なに応じて行われることを考慮してください。なお、登録申請書類として提出を要する**各種測定結果は9月30日（必着）**までに協会宛提出が必要です。

2-27 設備の売買契約書またはリース契約書

売買契約書またはリース契約書（各々、契約を構成する付帯文書を含む）には1) 契約金額、2) 納入範囲・対象機器の名称および台数、3) 納期、4) 支払条件等が記載されていることを確認してください。

売買契約書では、対象機器の仕様が、リース契約書ではリース期間が記載されている必要があります。

日本語以外の契約書は日本語に訳すこと。

2-28 試運転計画書

1) 試運転用原料調達の調達先・調達量および2) 試運転時の確認事項・確認方法・運転日時等を記載してください。

2-29 操業実績表（様式E）

施設が稼働している事業者は、様式Eに従って、直近3ヵ月の操業実績表に各項目を記載し提出してください。なお、施設が稼働していない場合は、9月30日以前の実績表の提出予定日を記載し提出してください。